

台東区指定管理者制度運用指針（関係個所のみ抜粋）

3. 指定管理者の選定方法

（1）公募の原則

指定管理者の選定は、原則として公募型プロポーザル方式により行う。

（2）公募によらない選定

次のいずれかに該当する場合は、公募によらない選定を行うことができる。ただし、現指定管理者を引き続き次期指定管理者とする場合に、下記①から④について、11の（1）に定める内部評価の直近の総合評価が7割未満で、かつ選定申し込みまでに改善が見込めない場合は、この限りでない。

- ① 施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の継続性、安定性又はノウハウの蓄積を特に必要とする場合
- ② 区の出資団体による管理運営が必要な場合
 - （ア） 施設や収蔵品の寄贈にあたっての経緯などから判断して、区の出資団体による管理運営が最適と認められる場合
 - （イ） 困難なケースへの対応など、区の出資団体以外の事業者の参入が難しく、区民のセーフティネットとして必要な福祉サービスを安定的、継続的に供給するなど区と連携を図りながら福祉施策を担う場合
 - （ウ） 上記（ア）（イ）のほか、行政支援及び補完機能を有する区の出資団体が、区と密接な連携を図りながら区の政策を推進する場合
- ③ 施設のあり方の見直しや、改修等の事情によって指定期間が短くなるときに、業務の安定性及び継続性の観点から、引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合
- ④ 複合施設となる建物において、上記いずれかの理由により非公募となる施設を有し、当該施設との一体的な管理運営が必要な場合
- ⑤ その他やむを得ない事情により、公募する時間的余裕がない場合

（3）継続の場合の特例

指定期間の満了に伴い指定管理者を指定しようとする場合であって、現指定管理者の実績等を考慮して、施設の設置目的を最も効果的に達成することができると区長等が判断した場合は、公募によらず現指定管理者を再選定することができる。

ただし、この場合の再選定は、各施設について2回連続で行うことはできない。

（4）複合施設等の一括指定

同一の建物・敷地内に複数の施設が存在する場合（複合施設）や、区内に複数の類似施設が存在する場合については、効率的・効果的な管理運営を行う観点から、これらの施設について同一の指定管理者を選定することができる。

5. 指定期間

(1) 標準期間

5年以内の期間で、施設の管理形態や改修等に応じて設定する。

(2) 特例期間

次のいずれかに該当する場合は、10年を上限とした期間を設定することができる。

- ① 別表で定める施設について、指定管理者の変更が、利用者に多大な影響を及ぼす場合
- ② その他区長等が、長期にわたる安定的な経営が必要であると判断した場合

(3) 複合施設等の取扱い

複合施設等において、同一の指定管理者を指定する場合は、これらの施設について同一の指定期間を設定することができる。

別 表

医療機関及び福祉関連施設

	施設名
1	台東区母子生活支援施設さくら荘
2	台東区立寿子ども家庭支援センター
3	台東区立特別養護老人ホーム（浅草、谷中、三ノ輪、蔵前、台東、千束）
4	台東区立ケアハウス松が谷
5	台東区立高齢者在宅サービスセンター（あさくさ、うえの、やなか、みのわ、くらまえ、まつがや、たいとう）
6	台東区立デイホーム（たなか、せんぞく）
7	台東区立老人保健施設千束
8	台東区身体障害者生活ホーム フロム千束
9	台東区立東上野乳児保育園
10	台東区立台東病院
11	台東区立こども園（ことぶき、たいとう）